

第 4 章

エネルギー管理における 人員構成とその役割



この章では、STEP2として、エネルギー管理の際に必要な人員構成とその役割を整理していきます。会社全体でエネルギーを管理するためのルールを理解しましょう。

特定事業者のエネルギー管理体制とは？

事業者（会社等）全体

エネルギー管理統括者

経営的視点を持ち、エネルギー管理に関する会社の方針を決める。
会社では役員クラスが想定される。

エネルギー管理企画推進者

管理統括者を実務面で補佐する。
エネルギー管理に関して会社全体に指示ができる。

エネルギー管理士資格の保持もしくはエネルギー管理講習の受講が必須。

各事業所（工場、店舗、施設等）

エネルギー管理者

第一種指定工場の場合に選任する。
エネルギー管理士資格の保持が必須。

エネルギー管理員

第二種指定工場の場合に選任する。
エネルギー管理講習の受講が必須。

エネルギー管理体制のイメージ



A事業体（会社等の法人）の場合



エネルギー管理
統括者



エネルギー管理
企画推進者



B工場（第一種指定工場）

エネルギー管理者を選任



C店舗（第二種指定工場）

エネルギー管理員を選任



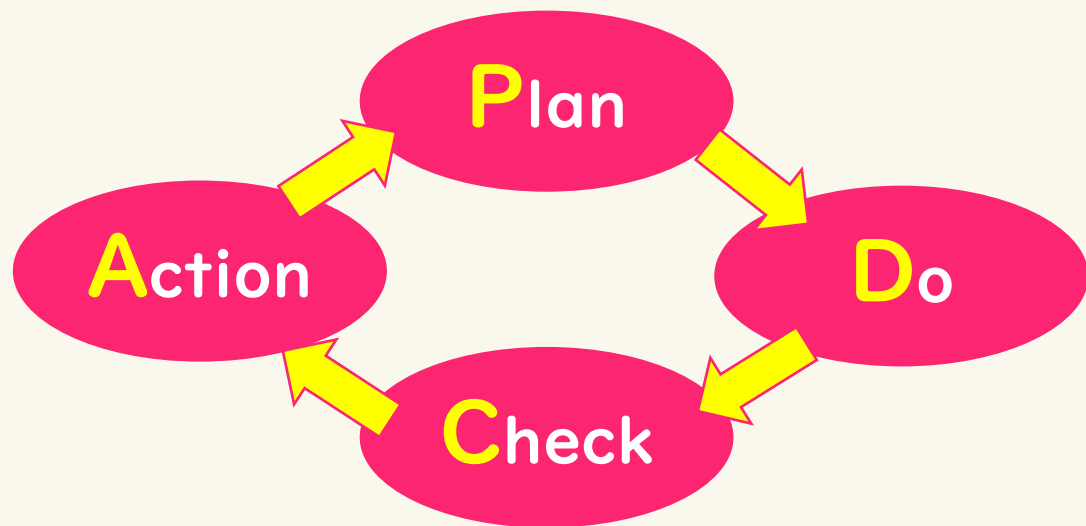
D工場（未指定）

選任の必要なし

ただし、エネルギー管理の担当者を設定



エネルギー管理で重要なPDCAサイクル



省エネの推進…

特定の部署や従業員が単独で実施するのではなく、事業者全体で自分事として取り組む。

ハード面

省エネ設備・機器の入替
高効率プロセス など

◀ 両輪が必要 ▶

ソフト面

組織体制や管理規程の
設定・運用
人材配置・教育 など

PDCAを回すために必要な基準 = 管理標準  第5章で解説

ハード面・ソフト面を整備できるポジション

ハード面

省エネ設備・機器
高効率プロセス など

➡ 資金が必要

ソフト面

組織体制や管理規程の設定・運用
人材配置・教育 など

➡ 会社全体の体制や
規定の見直しが必要

実行できるのは、組織のトップマネジメントのポジション



エネルギー管理統括者

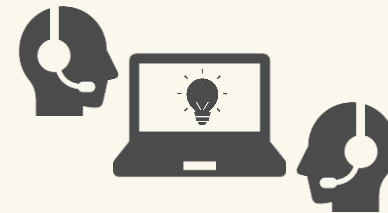


エネルギー管理企画推進者

エネルギー管理者・エネルギー管理員の役割

- エネルギー管理指定工場のエネルギー管理を担当する。
- 責任者、従業員等、工場全体のエネルギー管理意識向上を図る。
- 本社のエネルギー管理企画推進者と連携、情報交換する。

エネルギー管理担当者任せにしないこと！



エネルギー管理統括者等の選任数

一部製造業の規模によって、
エネルギー管理者が**複数**必要

一部製造業の規模によって、
エネルギー管理者が複数必要

区分			選任数
エネルギー管理者	注3 (第一種指定事業者を除く) 第二種特定事業者 (第一種エネルギー管理指定工場等(製造5業種))	又は認定管理統括事業者	1人
		又は認定管理統括事業者	1人
		①コークス製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業の場合	10万kℓ/年度以上 2人
			10万kℓ/年度未満 1人
		②製造業(コークス製造業を除く)、鋳業の場合	10万kℓ/年度以上 4人
			5万kℓ/年度以上10万kℓ/年度未満 3人
エネルギー管理員	第一種指定事業者(第一種エネルギー管理指定工場等(製造5業種以外))		2万kℓ/年度以上5万kℓ/年度未満 2人
			2万kℓ/年度未満 1人
		第二種特定事業者(第二種エネルギー管理指定工場等)	注3 1人

製造業5業種以外の第一種指定工場には
エネルギー管理員を選任

省エネ法の手引きP7より引用
▶ [shoene_tebiki_01.pdf \(meti.go.jp\)](#)

エネルギー管理士資格とエネルギー管理講習

エネルギー管理士

工場、建築物および機械器具についてのエネルギーの使用の合理化に関する所要の措置その他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な知識を有し、措置を講ずることができる者。

かつての熱管理士と電気管理士の資格が一体化した国家資格である。

エネルギー管理講習

年2回（上期・下期）実施される、誰でも受講可能な講習。集合（全国各地域）型とオンライン型がある。

平成18年度以降に「新規講習」を修了した者は、更新・再受講不要。講習修了証に記載される「講習番号」をエネルギー管理企画推進者（管理員）選任届に記載することが必須である。

エネルギー管理に関する届出書

**エネルギー管理統括者・
エネルギー管理企画推進者 選任・解任届出書**

エネルギー管理統括者およびエネルギー管理企画推進者を選任・解任する際に、管轄の経済産業局に提出する書類。

1通で管理統括者と管理企画推進者の両方の
選任・解任が可能。
選任後、最初の7月末までに所管する経済産業
局に提出する。
※部署異動、退職等の理由により、選任・解任が生じた
場合は、7月末を待たず、その都度提出する。

様式第4（第12条又は第15条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

{ エネルギー管理統括者
エネルギー管理企画推進者 } 選任・解任届出書

殿

年 月 日

住 所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第8条第3項、第9条第3項、第20条第3項、第21条第3項、第32条第3項又は第33条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定管理統括事業者に関する事項

特定事業者番号、 特定連鎖化事業者番号又は 認定管理統括事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

2. エネルギー管理統括者の氏名等

選任の年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
解任の年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
職 名				
氏 名				
選任又は解任の 理由				

エネルギー管理に関する届出書

管理者の免状番号・管理員の講習修了番号は記載必須。
講習受講後の場合は、修了証の取得日以降の日を選任日とする。

3. エネルギー管理企画推進者の氏名等

選任の年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
解任の年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
職 名				
氏 名				
生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
エネルギー管理士 免状番号又は 講習修了番号				
選任又は解任の 理由				

4. 作成担当者連絡先

所 在 地	〒
事 業 所 名	
所 属 部 課	
氏 名	
電 話	
F A X	
メ ー ル ア ド レ ス	

備 考

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 文字はかき書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。
3 届出書冒頭の※印を付した欄には記入しないこと。
4 括弧書きになっている題名については、届け出ようとする者の職名を○で囲むこと。
5 2.エネルギー管理統括者の氏名等及び3.エネルギー管理企画推進者の氏名等の記入欄が足りない場合には、別紙に一覧を作成の上、添付すること。

エネルギー管理に関する届出書

エネルギー管理者・エネルギー管理員 選任・解任届出書

エネルギー管理者およびエネルギー管理員を選任・解任する際に、管轄の経済産業局に提出する書類。

選任後、最初の7月末までに所管する経済産業局に提出する。

※部署異動、退職等の理由により、選任・解任が生じた場合は、7月末を待たず、その都度提出する。

様式第7（第22条又は第33条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

{エネルギー管理者}
{エネルギー管理員} 選任・解任届出書

殿

年 月 日

住 所
法人名
法人番号
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第11条第2項、第12条第3項、第14条第3項、第23条第2項、第24条第3項、第26条第3項、第35条第2項、第36条第3項、第38条第3項、第44条第2項、第45条第3項又は第47条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 特定事業者、特定連鎖化事業者又は認定統括事業者に関する事項

特定事業者番号、 特定連鎖化事業者番号 又は認定管理統括事業者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒

エネルギー管理に関する届出書

管理者・管理員が所属する工場の情報を記載する。

管理者の免状番号・管理員の講習修了番号は記載必須。
講習受講後の場合は、修了証の取得日以降の日を選任日とする。

2. 第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等に関する事項

エネルギー管理 指定工場等番号				
区 分	1. 第一種エネルギー管理指定工場等	2. 第二種エネルギー管理指定工場等		
	3. 第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等	4. 第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等		
	5. 第一種管理統括エネルギー管理指定工場等	6. 第二種管理統括エネルギー管理指定工場等		
	7. 第一種管理関係エネルギー管理指定工場等	8. 第二種管理関係エネルギー管理指定工場等		
名 称				
所 在 地	〒			
主たる事業				
細分類番号				

3. エネルギー管理者又はエネルギー管理員の氏名等

選任の年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
解任の年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
職 名				
氏 名				
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
エネルギー管理士免状 番号又は講習修了番号				
選任又は解任の 理由				

第4章 まとめ

- 特定事業者はエネルギー管理を実行する役割を担う人員を選任しなければならない。
- エネルギー管理のためには、PDCAサイクルを好循環させることが重要である。
- 各役割を選任・解任する届出書には、エネルギー管理士免状番号またはエネルギー管理講習修了番号の記載が必要である。

確認問題 Q1

熱管理士の資格を有する人物をエネルギー管理者として選任した。

A. 正しい

B. 誤り

正解は「B. 誤り」

解説

選任するエネルギー管理者は、エネルギー管理士の資格を有している必要がある。
エネルギー管理士は、旧熱管理士と電気管理士の両方を取得していることと同義となる資格であり、熱管理士の資格保持だけでは不十分である。

確認問題 Q2

エネルギー管理指定工場に指定されていない工場には、
エネルギー管理員を選任しなかった。

A. 正しい

B. 誤り

正解は「A. 正しい」

解説

エネルギー管理員を選任する必要はない。
ただし、適切にエネルギー管理をしていく必要があるため、エネルギー管理担当者を設定しておくが良い。

ご視聴ありがとうございました

NEXT ▶ 第 5 章

エネルギー管理標準の設定